

生駒市条例第24号

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月19日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年12月生駒市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第2条第1項第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例第2条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険

法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。